

事務連絡

平成 17 年 11 月 28 日

各地方運輸局等 整備課等担当官殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課事業班長

シャシ・ルブリケータに関する取扱いについて

シャシ・ルブリケータについては、「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」(H15. 12. 17 国自整第124号) 及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」(H11. 9. 30 国自整第138号) により、指定及び認定の際の保有機器とされているところ。

当該機器は、認証機器として規定されているグリース・ガンと同じ用途で使用されるが、主に以下のような相違により区別されてきた。

- ・ グリースの注入方法 (シャシ・ルブリケータ：エアポンプの圧縮空気、グリース・ガン：手動)
- ・ グリースの容量 (シャシ・ルブリケータ：タンク、グリース・ガン：カートリッジ)

しかし上記の区別は通達等で明示されておらず、また、近年、カートリッジ内のグリースが圧縮空気により注入される機器（例：電動式グリースガン）、あるいはタンク内のグリースが手動により注入される機器（例：足踏み式注油器）などが出現しており、従前の区別では取扱いの対応が困難な機器が出てきている。

このため、今後はシャシ・ルブリケータについて以下のとおり取扱うこととされたい。

シャシ・ルブリケータは、グリース・ガン以上の性能を有することとする。

ただし、グリース・ガン以上の性能とは、手動以外の注入装置または1,000cc以上のグリース容量を有することをいう。

以上